

水道料金が高いということで、市民の中には水道を使わないで井戸を掘る場合もあります。地下水をくみ上げて、家庭や小さな工場では、それを使ったりするわけですが、それが原因で地盤沈下が起きて、ちょっとした雨でも川が氾濫するといったことが問題として起きています。

最後にまとめますと、民営化によってサービスが改善しない理由は二つあります。

一つは、高収益の保証と違約金の存在で、一言で言うと、民間の事業者がリスクを負わない仕組みになっていることです。二つ目は、フルコスト・リカバリーによって、投資費用を消費者から回収するということに限界があったのではないかとということです。

水道事業への民間参入については、民間参入による技術革新はどの程度あるのかを考える必要があると思います。水道は、基本的にローテクだとよく言われます。電力では、まったく何も無いところから電力を起こすというのは技術革新の余地が生まれやすいと思いますけれども、水道は電力に比べたらローテクで、民間企業が必ずしも入らなければいけないわけではないのではないか。つまり民営化は目的というよりかは手段として考えた方が良くはないか。

では、途上国の水道事業がそのままいいのかと言うと、そういうわけでもありません。例えば、横浜市水道局はベトナムのフエ市に対して技術支援を行ったりしていますし、事業改善には民営化だけではなく、他の可能性もあるのではないかとということです。

水道は基礎的な社会サービスで、裨益が幅広く社会全体に及ぶ社会的共通資本ですので、水道事業の費用は、水道料金だけではなく、公的な財政支出によって社会全体で負担する仕組みが必要ではないかと考えます。フルコスト・リカバリーではなくて、サステイナブル・コスト・リカバリーで、三つのT (Tariffは水道料金、Taxは財政負担、Transferは海外からの援助)を組み合わせていくことが必要ではないかと考えております。ありがとうございました。

司会：

ここからは、討論者の方にご討論をいただきます。最初に滋賀大学の中村先生、よろしくお願いいたします。

討論1

滋賀大学

中村 正久 先生

中村です。諸富さんのリーダーシップのもとで大変素晴らしい企画をして頂き、先ほどから非常に感心しながらプレゼンテーションと議論を伺いました。私の研究関心は琵琶湖淀川が中心ですが、こういう会をぜひあちらの方でも行って頂きたいと思いながら聞いておりました。

私のコメントの切り口は財政学あるいは経済分野の先生方と違い非常に乱暴で、問題意識はだいたいこういうところにあるけれども、どうでしょうかというレベルです。

問題意識の一つは、空間スケールと言いますか、地理的な広がりということで、先ほどから国内、都府県、市町村のスケールで、いろいろ比較する視点があったわけですが、それである最後のお二人の話にあったように、日本と欧米、先進国と途上国、国際機関などがもつ課題にどう合わせて考えていくかということです。それから今回あまり話題となっていませんが、われわれの分野でよくぶつかる問題で、ローカルの問題がグローバルの問題とどうつながっていくのか。例えば、今回 Virtual Water の話は出ていませんが、森林の保全にしても、水の問題にしても、やはり日本という国が置かれた状況を見ると、Virtual Water の問題と関わってくるのではないかと。

また、時間的スケールを考えたとき、試行錯誤と言いますか過去の失敗や成功と今後とのつながり、例えば今後どうしていくのか、どうなりそうか、という時間の繋がりについて財政学という分野ではどう考えるのか教えて頂ければと思うわけです。例えば、森林政策の歴史的経緯で、例えば琵琶湖の場合には大規模な森林伐採をした上で造林をしてきた経緯があり、国の政策としては東南アジアからの大量の木材輸入という経緯がありました。こういう経緯を現在の問題の財政学的分析でどのように扱うのか。今回出版された本の諸言に、水道施設の更新サイクルというのは大体数十年だという記述にありましたが、次の施設というのは、いったいどういう施設になるのか。たぶん、2世代、3世代ぐらい更新していきますと、まったくいまの施設環境と違ったものが出来上がってくるのではないとも言われています。そういう時間スケールの問題も現在の財政を考える上で関わりがあるのではないかと思うわけです。森林については、次世代とか、将来世代とかということが、環境税の議論でも出ているようですし、持続可能性ということ考えた場合、つい、30年、50年、100年ぐらい前の状況と、現在との関係をどう考えていくのか。

ところで、諸富先生の話も、頼先生のインドネシアの事例も、統合的な水資源管理 IWRM という概念をめぐる共通点があります。この IWRM をどう評価していくのかは、世界中で大きく議論が分かれています。評価できる部分と、評価できない部分があるわけで、IWRM をめぐる議論の前提としてその点を明らかにしておくことが重要ではないかと思えます。それから資源の利用と保全をめぐるコンフリクトをどう扱うかという問題もあります。河川流域管理における農業用水、都市用水の水利用の競合だとか、生態系、治水、利水の競合といったコンフリクトの問題は、空間スケールと時間スケールの両面からその扱いは高い関心事になっている。さらに、今回の議論は多分いろいろな意味でエコシステムサービスの話をしているだろうと思いますが、生態系サービスへの支払いの問題と、今回の議論との関係というのも少しお聞きしたいとも思えます。

ということで、今日ご発表いただいた順序と逆になってしまいますが、一言ずつ質問したいと思えます。

まず、頼先生のインドネシアのケースですが、先ほどの結論にございましたように、民営化後も水道サービスが改善しない主な理由として、民間業者がリスクを負わないとか、世銀によ

フルコスト・リカバリーの導入とかがと言われているわけですが、こういうことは、例えば非常に近隣のASEAN諸国とインドネシアを比較した場合はどうなのだろう。マレーシアの例も、ちらっと出ていて、民営化は非常に進んでいる例に挙がっているわけですが、そういう比較を、もう一つ加えていただくと、もうちょっと分かりやすいかと思います。また、まったく民営化に踏み込まなかった場合に、ジャカルタの水道の状況はどうなっていたのだろうかというのが素朴な疑問で、そういうことも含めて視野を広げると、理解が進むかと思いません。

二つ目の伊集先生のスウェーデンの事例ですが、4点ほどの特徴がここにあるということでしたが、その中で日本の地方公社や第三セクターに近いというお話がありました。その点に関し、私の問題意識として地方議会の役割の大きさが一つ重要な点ではないかと思えます。これはいったいどういうふう考えた方がいいのか。日本における地方議会と、西洋における地方議会というのは、どういう位置付けになって、どういう役割をしているのか。役割が違うのなら、何がそうさせているのかということです。

次に、沼尾先生のお話は、最後の、これまでいろいろな財政負担の仕組みが造られてきたが水環境保全のための財源確保が課題だというご発言に帰着するわけですが、おっしゃるとおりで、われわれもこれは今後いったいどういうふう展開していくのか知りたいところです。今回出版された本の神奈川県事例を含め、参考になる事例はあるのですが、ちょっと琵琶湖淀川のことを考えると、やはり生態系サービスへの支払いの仕組みづくりという問題を、海外の動向を踏まえてもう少し幅広く展開していく必要があるのかと思います。ただ、この辺の議論が国際的に十分煮詰まっているわけでもなさそうですが、後でちょっと私がそう思う背景もご紹介したいと思います。

諸富先生のとまとめの中では関西広域連合の話がございました。関西広域連合をどう展開していくのかは、なかなか見えないですが、現在国会で上程され、制度として成立する可能性もあると言われている「水循環基本法」では水循環基本計画の策定を要件として位置づけています。そうすると上流過疎地域の持続可能な社会、経済システムの構築に資するような仕組みが機能しなければ、関西広域連合の成功ということは、なかなか難しいなど。紆仕組みづくりは、余曲折、試行錯誤を前提としていますから一気にはなかなか行かないのではないかと。どういうふうな試行錯誤なり、紆余曲折が求められているのかということがございます。

さて、先ほどの沼尾先生、諸富先生への質問の背景としてお示しますが、これは琵琶湖最北端の余呉湖の状況です。湖北の水は、農業、水利事業というものが展開されて、非常に水争いが多い所だったのですが、戦後、湿田化、乾田化する大規模な事業が行われ、それは成功したのですが、その後の農業排水による水質汚濁という問題が起こってきた。時を同じくして琵琶湖・淀川流域の河川整備計画策定の経緯でこの地域にダムが建設されるということでいろいろな議論がありました。私も流域委員会でこのダムが必要かどうかという議論に関わりましたが、その中で、例えば渇水時の琵琶湖の水位低下の早い段階から大川の維持用水をカットし、

更に同じく早めに利水者の取水制限を導入すれば、このダムの渇水対策ダム容量が削減でき、結果的にダムの建設が必要なくなるのではないかという議論がありました。その当時の国交省の見解としては、河川の維持用水は、削減出来ない、維持用水を削減することは適当ではない、とされました。歴史的に最も清浄で神秘的な琵琶湖最北端の水域に不可逆的な影響を与えかねないこのダム建設は現在凍結状態にあります。ダムはつくってみなければ影響が分からないということですが、そうかと言って取り返しがつかないマイナスの影響が出てくる可能性があるということであれば、予防原則として、この問題を扱い、かつ柔軟な政策で地域の枠を超えた連携の仕組みが必要なのではないか。そうすると、財政の問題、地域連携の問題、ガバナンスの問題というものも大きく影響されるように思います。先ほどのご両人に対する（時間スケール、空間スケール、流域ガバナンスなどの）質問にはこういった背景があるということでございます。この河川整備計画の原案というのは、委員である我々によって策定されたのですが、河川法の中で環境が目的化された意味には環境に対する長期的、広域的、不可逆的な負の影響を事業実施の是非の判断に反映するということが重要な要素ではなかったのかという思いが上記の議論の背景にあるわけです。この辺に踏み込んだ取り組みというのは、なかなか見えてきていないのですが、この辺に対して、少しでも示唆が得られれば、私としても非常に助かると思いますか、関心があります。

以上、私からのコメントです。

司会：

ありがとうございました。続きまして、お二人目の討論者で作新学院大学の太田先生、よろしく願います。

討論2

作新学院大学

太田 正 先生

いまご紹介いただきました作新学院大学の太田と申します。私からは、4人の先生方のご発表に対して、特に私の研究領域との関わりで、伊集先生と頼先生のご発表に、どちらかというとうエートを置いてコメントさせていただきたいと思います。

従いまして、コメントをする前に、基本的な私の考え方を、まず示させていただいた上で、4人の先生方に対するコメントをさせていただきたいということでございます。

基本的な捉え方は、パフォーマンスとガバナンスという観点で考えております。実は水道事業だけではないと思いますが、いわゆる民営化、広い意味での民営化ということになりますと、これは国内の経済活動に占める民間の割合が高まることを意味しますので、非常にだだっ広く